## 広告宣伝物等提供申請書

年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会 専務理事 様

郵便番号 住所 申請者 氏名

一般社団法人愛媛県観光物産協会作成の広告宣伝物等について、広告宣伝物等提供要領第3条の規定に基づき、裏面の内容に同意のうえ、次のとおり提供いただきたく申請します。

広告宣伝物	
希望数量	
使用方法	
使用場所	<ul><li>□ 国内</li><li>都道府県名:</li><li>店舗名:</li><li>□ 海外</li><li>国・地域名:</li><li>店舗名:</li></ul>
連絡先	電話番号: Eメール:
担当者職氏名	

## [同意事項]

- ○広告宣伝物等の提供を受けることができるのは、次の規定のいずれかに該当する場合とする。
  - ① 広告宣伝物等のうち、「みきゃんスタンドパック」及び「みきゃん個包装袋(大・中・小)」 については、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売において使用する場合
  - ② 県産農林水産物の消費及び販売の拡大を推進する趣旨に賛同し、広報において使用する場合
- ○一般社団法人愛媛県観光物産協会は、必要があると認めるときは、広告宣伝物等の提供を受けた者に対し、使用実態の確認や市場ニーズの把握等のため、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売実績などの報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。愛媛県やえひめ愛フード推進機構からの依頼に基づき実施する場合も同様とする。
  - ・報告のあった出荷又は販売実績などの情報は協会の事業実績として厳密に管理し、当該以外の目的としては使用しません。依頼に基づき実施する場合は、愛媛県やえひめ愛フード推進機構に情報提供等を行いますが、情報管理等については同様に徹底します。
- 〇一般社団法人愛媛県観光物産協会は、広告宣伝物等の提供を受けた者が次の規定のいずれかに該当すると認めたときは、承諾を取り消し、提供した広告宣伝物等の返還を求め、公表することができる。この場合において、承諾を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も機構に請求できないものとする。
  - ① 承諾を受けた使途以外で広告宣伝物等を不正に使用したとき。
  - ② 一般社団法人愛媛県観光物産協会から提供された広告宣伝物等を転売したとき又は転売しようとしたとき。
  - ③ 承諾を受けた者が、一般社団法人愛媛県観光物産協会、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させたとき、又は失墜させるおそれがあるとき。
  - ④ 正当な理由がなく、一般社団法人愛媛県観光物産協会による調査等を拒み、又は指示に従わなかったとき。
  - ⑤ その他広告宣伝物等の提供承諾を行う趣旨に反する行為をしたとき。